

## 館林市公民館公衆無線LAN利用規約

### (目的)

第1条 館林市公民館公衆無線LAN利用規約（以下「本規約」という。）は、館林市公民館設置及び管理条例（昭和59年館林市条例第3号）に定める公民館（以下「公民館」という。）が来館者への学習の機会の提供及びその奨励を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (利用者)

第2条 本規約に同意した者（以下「利用者」という。）に対して、本サービスを提供するものである。

### (本サービスの内容)

第3条 利用者は、本サービスを利用してインターネットに接続することができるものとする。

2 本サービスを利用することができる場所及び時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

3 利用者は、本サービスの利用料は無料とする。ただし、本サービスを利用するために必要な通信機器等の費用は利用者が負担するものとする。

### (本サービスの利用)

第4条 利用者は、本サービスの利用に際し、本規約のほか、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（平成11年法律第128号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

2 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、供給電源等を準備するものとする。

3 本サービスを利用するための通信機器等の設定、操作は利用者が行うものとする。

4 本サービスを受ける際の認証方式は、メール認証方式とする。

5 通信機器のセキュリティ強化及び有害サイトへのフィルタリング等、本サービスを受ける際に必要な対策は、利用者が行うものとする。

6 利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

### (著作権)

第5条 本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等その他これらに類するものを含む。）は、公民館又はそれぞれの権利の権利者に帰属するものとする。

### (禁止事項)

第6条 利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならない。また、以下に該当する利用者の行為によって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、公民館は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (7) 性風俗、宗教、政治に関する活動
- (8) 認証情報を不正に使用する行為

- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量にメールを送信する行為
- (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は公民館が不適切と判断した行為

(利用の中止)

第7条 公民館は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を中止することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と公民館が判断した場合

(運用の停止)

第8条 公民館は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止できるものとする。

- (1) 本サービスのシステムの保守又は工事を定期又は緊急に行う場合
- (2) 地震、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 本サービスの提供に係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他公民館が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

(免責事項)

第9条 公民館は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、公民館は一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、公民館は一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、公民館は一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者が本サービスを利用したことにより、他者との間に生じた紛争等について、公民館は一切の責任を負わないものとする。
- 6 公民館は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。
- 7 公民館は、無線LANの利用に関し、法令又は政府若しくは裁判所の指示等により利用者の個人情報の開示を請求された場合は、当該請求の範囲内において当該個人情報を開示することができるものとする。
- 8 公民館は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することができるものとする。

(利用規約の変更)

第10条 公民館は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとする。

附 則

この規約は、令和3年 3月 15日から施行する。

別表（第3条関係）

利用場所	住所	利用時間
館林市郷谷公民館	館林市当郷町 218 番地	開館時間内
館林市中部公民館	館林市仲町 14 番 1 号	開館時間内
館林市大島公民館	館林市大島町 4375 番地の 1	開館時間内
館林市赤羽公民館	館林市赤生田町 1950 番地の 2	開館時間内
館林市六郷公民館	館林市新宿一丁目 4 番 30 号	開館時間内
館林市三野谷公民館	館林市上三林町 113 番地	開館時間内
館林市多々良公民館	館林市西高根町 48 番地の 2	開館時間内
館林市渡瀬公民館	館林市足次町 483 番地	開館時間内
館林市分福公民館	館林市分福町 847 番地の 7	開館時間内
館林市西公民館	館林市富士原町 1241 番地の 80	開館時間内
館林市城沼公民館	館林市松原一丁目 22 番 22 号	開館時間内